

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人妻について、原発事故当時、合計約３９年間にわたって南相馬市小高区に居住していたことや、地域社会等との関わり合い（近所の人々との交流状況、各種催しへの参加等）等を考慮して、生活基盤変容慰謝料として２９０万円（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から４０万円の増額）の賠償等が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X１、申立人X２、申立人X３（以下、申立人３名を併せて、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１ 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針Ⅰ）⑥（重度又は中等度の持病があること）による増額分）（申立人X１）
期間：自 平成２３年３月１１日 至 平成２６年４月３０日
金１１４万円
- 2 日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針Ⅰ）⑥（重度又は中等度の持病があること）（申立人X２）
期間：自 平成２３年３月１１日 至 平成２７年４月３０日
金１５３万円
- 3 日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針Ⅰ）⑧（家族の別離が生じたこと）による増額分）
期間：自 平成２３年１１月９日 至 平成２６年３月３１日
金７９万５０００円
- 4 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第２の１）（申立人X１）
期間：自 平成２３年３月１１日 至 平成２３年９月１０日
金３０万円
- 5 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第２の１）（申立人X２）
期間：自 平成２３年３月１１日 至 平成２３年９月１０日
金３０万円
- 6 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第２の１）（申立人X３）
期間：自 平成２３年３月１１日 至 平成２３年９月１０日
金３０万円

- 7 生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2)(申立人X1)
金250万円
- 8 生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2)(申立人X2)
金290万円
- 9 生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2)(申立人X3)
金250万円
- 10 自主的避難等に係る損害(中間指針第五次追補第3)(申立人X1)
期間:自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日
金20万円
- 11 自主的避難等に係る損害(中間指針第五次追補第3)(申立人X2)
期間:自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日
金20万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)に対する和解金として、金1266万5000円の支払義務があることを認める。

第3 既払い金の清算

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、令和6年2月8日付の申立人らと被申立人との一部和解契約に基づいて、第1項記載の損害に対して、880万円を支払い済みであることを確認する。

この既払い金880万円について、第2項の和解金1266万5000円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月13日

(仲介委員 井奈波 朋子)